

成年後見制度と日常生活自立支援事業

判断能力の状況により、日常生活自立支援事業の支援が可能なのか成年後見制度利用が適切なのかについて検討が必要です。日常生活自立支援事業を利用中の方も契約後の判断能力の状況により、成年後見制度の検討が必要です。

利用できる制度	判断能力の状況				
	判断能力あり	日常生活を送るのに不安がある	不十分	著しく不十分	欠ける
日常生活自立支援事業		●日常生活自立支援事業			
成年後見制度	法定後見補助 後見		●法定後見補助	保佐	後見
	任意後見	任意後見契約	任意後見開始 (任意後見監督人選任)		

※日常生活自立支援事業は財産管理を目的とした事業ではありませんので、多額の財産をお持ちの方についての財産管理支援を行うことはできません。

美施主体 **ご利用についてのご相談・お問合せ**

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-1 (堺市総合福祉会館内 4階)
TEL: 072-232-7771 (直通)
FAX: 072-222-1320
URL: <http://www.sakai-syakyo.net>



メモ

区事務所 サービスのご説明・ご案内

堺区事務所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1 (堺市役所本館内) TEL:226-2987 FAX:226-1952
中区事務所	〒599-8236 堺市中区深井沢町 2470-7 (中区役所内) TEL:270-4066 FAX:270-4088
東区事務所	〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町 195-1 (東区役所内) TEL:287-0004 FAX:287-0444
西区事務所	〒593-8324 堺市西区鳳東町 6-600 (西区役所内) TEL:275-0255 FAX:275-0266
南区事務所	〒590-0141 堺市南区桃山台 1-1-1 (南区役所内) TEL:295-8250 FAX:295-8260
北区事務所	〒591-8021 堺市北区新金岡町 5-1-4 (北区役所内) TEL:258-4700 FAX:258-4770
美原区事務所	〒587-8585 堺市美原区黒山 167-1 (美原区役所内) TEL:369-2040 FAX:369-2060

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある方が
住み慣れた地域で安心してらせるお手伝いをします。

日常生活自立支援事業のご案内



対象者となる方

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方※1
- 在宅で生活をされている方※2
- 利用意思があり、契約内容を理解できる方

※1 医師の診断や、療育手帳や精神保健福祉手帳の有無は問いません。
※2 入院中などで在宅復帰の見込みのある方も対象になります。

● 主なサービスの内容



日常的金銭管理サービス

① 通帳を預かる

- 日常生活で利用する通帳・印鑑をお預かりして収支の計画を立てます。
- 銀行で日常生活に必要なお金の出し入れを代わりに行います。

② お金を届ける

- 生活費をご自宅などにお届けします。
(「食費」「日用品」「病院代」など、わかりやすいように封筒に分けてお渡しもできます)
- 周りの支援者の方には立会をお願いしています。

③ 代わりに払う

- 家賃や公共料金、福祉サービスの利用料などの支払いや、口座引き落としの手続きを行います。



※亡くなられた場合の預貯金の出し入れ、支払いなどはできません。

書類等預かりサービス

● 大切な書類をお預かりし、安全な場所(銀行の貸金庫)で保管します。

【お預かりできるもの】
定期預金通帳、年金証書など社会福祉協議会でお預かりすることを認められた書類

※多額の財産、宝石、株券、家の鍵などはお預かりできません。

福祉サービス利用援助

● 福祉サービスの利用に関する相談や、不満がある場合に苦情解決制度を利用するなどのお手伝いをします。

※施設入所や入院などの契約を代わりに行ったり、保証人になることはできません。

▶ 相談からサービス開始まで

① 相談の受付

- ご本人及びご本人の身近な方からの相談をお受けします。

【専門員】
契約までの手続きや調整を担当します



② 事業説明

- 【専門員】が訪問し、困っていることや、今のお金の状況をお伺いさせていただきます。
- どのようなお手伝い出来るか説明し、利用意思を確認します。

③ ガイドライン調査

- 契約に向けての簡単な聞き取り調査を行い、利用意思を再確認します。

④ 支援計画の作成

- 専門員がご本人、周りの支援者の方と一緒にお手伝いする内容を考え、支援計画を作成します。

⑤ 契約

- ご本人と社会福祉協議会とで契約を結びます。
- 契約内容は【契約締結審査会】でチェックしてもらっています。
※契約締結審査会とは、契約に問題がないかなどを、弁護士、医師、社会福祉士などの専門家に審査してもらう会議です。

⑥ 支援の開始

- 支援計画書に基づき、【生活支援員】が訪問し支援を行います。

【生活支援員】
契約後に定期的に訪問してお金を持っていきます



★ 契約の終了

以下の場合に契約を終了します。

- ① ご本人から解約の希望 ② 市外転居 ③ 成年後見制度に移行 ④ お亡くなりになる

※契約が終了したら、お預かりした通帳などはご本人もしくは、事前に指定いただいた保管物品受取人にお返しします。

● 利用料金のご案内

契約を行った後、利用されるサービスに応じて、以下の利用料をいただきます。

① 月額基本料金	月額 1,000 円 ※訪問 1 回分は基本料金に含まれます
② 日常的金銭管理サービス	訪問につき 1,000 円 ※2 回目以降の訪問は 1 回 1,000 円がかかります
③ 書類等預かりサービス	貸金庫利用料 月額 600 円

※生活保護受給中の方は、利用料はかかりません。

※振込手数料、両替手数料などのサービス提供にかかる実費はご本人負担となります。

相談は無料